

電気事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 権限の委任

蓄電用の電気工作物の設置者に対する技術基準適合命令等に係る経済産業大臣の権限を産業保安監督部長に委任する等、所要の規定の整備を行うこと。
(第四十六条第三項関係)

第二 附則

この政令は、令和四年十二月一日から施行するものとする。

(附則関係)